

塩谷郡市医師会リレーコラム シリーズ「在宅医療」

問い合わせ／〒329-1312 さくら市桜野1319-3
さくら市氏家保健センター内
塩谷郡市医師会

第29回「徘徊高齢者等事前登録制度」

矢板市高齢対策課 尾身 里江

塩谷地区2市2町の高齢者人口は令和元年10月1日時点で33,330人、高齢化率は28.8%です。また、軽度認知障害(MCI)という認知症の前段階の方を含むと、高齢者4人に1人は認知症やその予備軍と言われていいます。これを塩谷地区に当てはめると、当地区には認知症の方が8,300人余いることとなります。

高齢化が進む中で、認知症の症状があっても地域で生活する方たちも増えてきています。認知症が進むと、自宅への道順が分からなくなってしまう見当識障害や、同じ行動を繰り返す常同行動などが原因で、徘徊をしてしまう方が出てきます。警察庁の統計によると、認知症が原因で警察に行方不明届が出された件数は年々増加しており、平成30年では年間17,000件にのぼります。事件や事故に巻き込まれてしまうケースも増えているので、このような方たちが、安全に自宅へ帰ることができるよう、各自治体においてさまざまな取り組みが行われるようになりました。

矢板市では、平成29年度から「徘徊高齢者等事前登録制度」を開始しています。この制度は、事前に徘徊のおそれのある方の情報を家族などが登録し、警察・地域包括支援センター・市で共有し、万が一、登録した方が行方不明になった時や保護された場合に、登録情報をもとに照合し早期の身元確認、家族などへの引き渡しにつなげるものです。登録する情報は、名前、住所、写真、緊急連絡先、特徴や癖、旧姓などです。

本来は、地域の方たちが普段から地域の中であいさつや何気ない声かけをする中でお互いの関係ができ、徘徊や高齢者の方たちの困りごとに気付いていただくことが一番の理想だと思います。徘徊高齢者等事前登録制度は、そのような地域での助け合い、支えあいを補完する地域包括ケアシステムの1つだと考えています。

矢板市で登録されている方は現在30人。登録や支援が必要な方はまだまだいらっしゃると思うので、さらに制度の周知を図り、皆さんに活用していただきたいと思います。

矢板市歯科医師会 「歯のはなし」その66

問い合わせ／健康増進課 ☎(43)1118

子どもの指しゃぶり

離乳食がスタートすると、いろいろな硬さ、粘り気、形の食べ物が入ってくるようになります。

赤ちゃんは、生後2カ月くらいから、指しゃぶりやおもちゃしゃぶりなどによって、自分の口の周りにいろいろな刺激で触れられる経験を増やして離乳の準備をしているのです。そのため、指しゃぶりは赤ちゃんにとって大切なのです。

しかし一方で、いつまでも指しゃぶりがやめられない場合は、歯並びの正常な成長を妨げ、前歯が咬み合わなかったり(開咬)、奥歯の咬み合わせが逆になるような顎の変形を招く場合があります。

その結果、ものを飲み込むときに舌を自然に開咬部からつき出す癖(異常嚥下癖)になったり、口呼吸が多くなり口の中が乾燥しやすいため風邪をひきやすくなったり、鼻づまりの原因になったりするといわれています。

ただ、4歳くらいまでに指しゃぶりを止めることができれば、子どもによっては開咬などの顎の変形は自然に治る場合もあるため、指しゃぶりをなぜしてしまうか原因をみつけてあげることが大切になります。

*次回の「歯のはなし」は、広報6月号に掲載予定です。

子宮がん・乳がん検診を受けましょう

問い合わせ／健康増進課 ☎(43)1118

3月1～8日は、「女性の健康週間」です。「自分は大丈夫」「まだ若いから」「恥ずかしいから」「面倒だから」と子宮がん検診・乳がん検診を受けずにいませんか? 早期に発見して治療につなげられるよう、がん検診を受けましょう。

●こんな症状が出たら要注意!

<子宮頸がん>
不正出血・性交時の出血・異常なおりもの・下腹部の痛み・排尿障害・排便異常

<子宮体がん>
月経とは無関係の出血・閉経後の出血・月経不順・下腹部の痛み・排尿時の痛み

<乳がん>
乳房のしこり・左右の乳房の形が違う・皮膚がひきつる・えくぼのようなくぼみが現れる・表皮がただれる・乳首から液体が出る

	子宮がん検診		乳がん検診	
対象	20歳以上の女性		30歳以上の女性	
実施方法	集団健診	個別検診 ※矢板市と契約している医療機関	集団健診	
実施期間	5～12月		年間を通じて	
検査内容	子宮頸部 検診	子宮頸部 検診	子宮頸部・ 体部検診	30～39歳 超音波 検査のみ
				40歳以上 超音波検査 + マンモグラフィ
検査料金	500円 ※21歳と70歳以上は 無料		2,200円 ※70歳以上 は無料	500円 1,000円 ※41歳は無料

※検査料金は、4月1日からのものです。

国民年金 退職時の国民年金 手続きはお済みですか?

問い合わせ／大田原年金事務所 ☎(22)6311
矢板市市民課 ☎(43)1117

●会社を退職されたときは国民年金の届出が必要です!

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、第2号被保険者(厚生年金)から第1号被保険者(国民年金)への変更の届出が必要となります。①年金手帳②資格喪失証明書や退職証明書③印鑑(本人が申請する場合は不要)をお持ちの上、市民課でお手続きください。

※第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)であった方についても、第3号被保険者から第1号被保険者への変更の届出が必要となります。

●保険料の免除制度があります!

保険料を納めることが困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。また、退職(失業)による特例免除もあります。

同世帯の方で代理申請する場合は、代理人の身分証明書(運転免許証など)も必要です。詳しくはお問い合わせください。

マイナンバー制度 転入・転居をされた方へ

問い合わせ/
市民課 ☎(43)1117 FAX(43)5962
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178

●個人番号に関するカードの住所変更が必要です

マイナンバー自体は引っ越しでも変わることはありませんが、マイナンバーカード・通知カードに新住所を追記する必要があります。転入届・転居届を提出する際に、市民課窓口でマイナンバーカード・通知カードの住所変更



通知カード(裏面に記載)

更手続きを行ってください。その際、本人確認を行いますので、身分証明書をお持ちください。

※マイナンバーカードの住所変更手続きを行うことなく90日を経過すると、そのカードは失効となります。

●ご家族全員分のお手続きもお忘れなく

同一世帯の住所変更手続きをまとめて行うことも可能です。全員分のマイナンバーカード・通知カードをお持ちください。

※マイナンバーカードは、全員分の暗証番号(4桁)の入力が必要となります。

美容室 カット・イン・K's・クラブ

今なら粗品をプレゼント! スプリングキャンペーン ~3月31日まで実施中~

メニュー

- カット 3,000円
- カラー・カット 6,500円
- ヘアマニキュア 6,500円
- ヘナ・カット 7,500円

※シャンプー・ブロー込み

矢板市東町 ☎(43)6098
営業時間: 9:00~18:00
*予約優先
定休日: 火曜、第3月曜日

広報やいたに
広告掲載
しませんか?

①裏表紙限定 60,000円/回 (12cm×17.8cm)
②スタンダード 20,000円/回 (4.1cm×17.8cm)
③気軽にできる 10,000円/回 (4.1cm×8.9cm)

【問い合わせ】秘書広報課 ☎(43)3764